

公共工事の現場代理人及び技術者の適正な配置について

公共工事においては、現場代理人、主任技術者・監理技術者の配置が必要となります。

現場代理人については、鶴ヶ島市建設工事請負契約約款に基づき、原則として現場に常駐していなければなりません。

主任技術者・監理技術者については、建設業法、同法施行令及び監理技術者制度運用マニュアル等に基づいて配置が必要となります。また、請負金額3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の工事は、原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。

これらの取扱いについて、次のとおり定めましたので、受注に当たって御留意くださいますようお願いいたします。

【内容】

現場代理人の常駐規定の緩和及び技術者の専任に関する取扱いについて、次の要領のとおり取り扱います。

- ・ 鶴ヶ島市建設工事における現場代理人の常駐規定の緩和に関する取扱要領
- ・ 鶴ヶ島市建設工事における技術者の専任に関する取扱要領
- ・ 鶴ヶ島市建設工事における技術者の専任に関する取扱いQ & A

- ・ 建設工事の技術者及び現場代理人の兼務手続フロー（別紙参照）

【適用年月日】

令和4年4月1日以後に公告、指名通知又は見積依頼する契約から適用します。

令和4年2月9日
財政課契約担当

建設工事の技術者及び現場代理人の兼務手続フロー

